

「松戸市都市農業振興計画策定業務委託事業者」プロポーザル評価基準

1 評価基準

評価基準は下記のとおりとし、あらかじめ公表するものとする。

2 審査方法

松戸市都市農業振興計画策定業務選考審査委員会は、所定の手続きを経て提出のあった企画提案書及びプロポーザル評価基準に基づき審査する。

3 選定方法

審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、最高合計評価点と同点の場合は、見積額の低い者を第1位として選定する。ただし、審査委員会の合計得点が満点の6割未満である場合は、選定しないものとする。また、優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する場合がある。

4 提案の無効

- (1) 提案上限額を超えた提案
- (2) 仕様を満たさない提案
- (3) 虚偽の記載をした提案
- (4) 参加申込書を記載された者以外の者が行った提案
- (5) 参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない提案
- (6) 2通以上の書類提出がされた提案
- (7) その他要領等において示した条件等に違反した提案

5 評価項目

評価対象		評価の着目点	配点
事業実績	事業実績書	本事業を遂行するために必要な業務実績を有しているか	10
取組方針 及び 内容等	企画提案書	本事業の特性、本業務内容を十分理解し、国、県の関連計画の内容を踏まえ提案されているか	20
		施策項目等の方向性は本市の実態に沿った内容であり、具体的に提案されているか	20
		調査・分析の手法やアンケート内容は必要かつ十分な内容となっており、実現性、実効性があるか	20
		本事業を遂行するために適切なスケジュールが設定されているか	10
事業執行体制		本事業に有効な知識・ノウハウ・経験を有し、実施できる業務執行体制となっているか	10
見積金額		10×提案者中の最低見積価格／見積価格 ※小数点第2位以下は切り捨て	10
合計			100